《経営理念》

社会福祉法人東京都福祉事業協会は、人の幸せを求めて事業に 取り組んでまいります。

それは、利用者の幸せ、利用者の家族の幸せ、地域住民の幸せ、 そして、これらを支える職員の幸せです。

《経営方針》

- 1. 利用者一人ひとりの人格を尊重します。
- 2. 利用者の安全を確保し、その特性を大切にして、豊かな人間性を持った希望 のもてる生活ができるように支援します。
- 3. 地域の人々との共生を重んじ、明るい街づくりに努めます。
- 4. 時代の要請をよく受け止め、利用者に選ばれる事業の実施に努めます。
- 5. 健全経営の実現を常に念頭に置き、効率的な施設経営体の確立に努めます。
- 6. 協会の事業を推進するため、職員の資質向上と働きやすい環境改善に努めます。
- 7. 職員一人ひとりは、社会人としての自覚を持ち、関係法令を遵守するとともに、自己研鑽に励み、各自役割を認識し、その権限と責任を組織一体となって的確に果たしていくように努めます。

《施設種別経営目標》

<保育所>

- 1. 事業・経営収支関係
 - ① 経営の健全化を目指し、収支バランスの維持及び堅調な財政状態の確保に努めます。
 - ② 施設有効活用の観点を踏まえた定員確保のため、利用者ニーズの把握とサービスの充実に努めます。
 - ③ 保育に支障がないよう、処遇上必要な施設建物設備の維持改善に努めます。

なお、指定管理者施設については、区に対し、整備を要請するなど連携を密にします。

2. 運営・処遇・業務関係

- ① 一人ひとりの子どもの最善の保育を考慮し、子どもの個性を十分伸ばして、豊かな人間性が育つよう援助します。
- ② 地域の人々や関係機関とともに、子育ての楽しさや大切さを共有し、地域の子育て家庭を支援します。
- ③ 保育サービスの質の向上のため、協会内他施設との情報交換等連携を 強め、また、保育士等職員の資質向上及び経営参画意欲醸成に資するよう、 研修の充実に努めます。
- ④ 認定こども園等の情報収集に努め、目指すべき保育を検討します。

〈母子生活支援施設〉

- 1. 事業・経営収支関係
 - ① 経営の健全化を目指し、収支バランスの維持及び堅調な財政状態の確保に努めます。
 - ② 定員確保のため、利用者ニーズに応え、区、福祉事務所への積極的な働き掛けを行います。

2. 運営・処遇・業務関係

- ① 利用者の自立に向けての支援を積極的に行うため、社会資源の活用等により意欲の向上に努めます。
- ② 福祉施設としてもつ機能を活用し、地域住民との交流に努めます。
- ③ 利用者支援の資質向上のため、協会内他施設との情報交換等連携を強め、また、職員の資質向上及び経営参画意欲醸成に資するよう、研修の充実に努めます。

<高齢者福祉施設等>

1. 事業・経営収支関係

- ① 経営の健全化を目指し、収支バランスの維持及び堅調な財政状態の確保に努めます。
- ② 施設有効活用の観点を踏まえ、利用率の向上を目指し、利用者ニーズに 応えるとともに、サービスの充実に努めます。
- ③ 施設内の整理整頓など生活環境の向上、事務効率化の推進に取組みます。
- ④ 利用者の生活に支障がないよう施設建物設備の維持改善に努めます。 なお、指定管理者施設については、区(市)に対し、整備を要請するな ど連携を密にします。

2. 運営・処遇・業務関係

- ① 利用者への福祉サービス充実のため、残存能力活用、自立援助、介護事 故防止等への積極的かつ周到な取組みを行います。
- ② 福祉施設として持つ機能を活用し、地域福祉の向上に努めます。
- ③ 福祉サービスの質の向上のため、協会内他施設との情報交換等連携を強め、また、職員の資質向上及び経営参画意欲醸成のため、研修の充実に努めます。

《事業計画》

「経営理念」「経営方針」の実現を目指し、法人本部と各施設とが一体となって地域社会のニーズや福祉諸制度の動向を見究めつつ、各施設種別毎に定めた「経営目標」に沿って、各種事業を着実に推進していく。

本年度においては、改正職員給与規程の実行上の検証を行い、適正な運用に取り組む。また、「内部管理体制の基本方針」(平成30年6月11日理事会決定)」に基づく協会内管理体制の検証等を進めるとともに、引き続き高齢者施設の収支健全化に努める。

1. ガバナンスの強化

適正な施設運営のため、法人本部による施設監査(①法令遵守、②個人情報保護、③リスクマネジメント、④電子機器セキュリティ、⑤業務の効率化等)を行い、本部と各施設との情報・課題の共有及び解決に努めることとする。

また、平成30年度から設置した会計監査人による法人本部及び各施設への監査及びその助言等を踏まえ、会計経理の適正な処理を確保し財務規律の強化を図る。

2. 人材確保

保育士、介護職員等の採用については、本部と施設の連携を密にし、ハローワーク、都人材センター、新聞折込広告、インターネット求人等に加え、地域の潜在的有資格者を対象にした広告等を積極的に行う。また、職員による紹介制度も積極的に活用する。

上記とともに、協会の PR 方法等について、よりわかりやすく魅力のある求人 内容となるよう検討する。

また、高齢者施設の介護職員採用においては、経験及び年齢のバランスに鑑み、 昨年度 10 月に「高齢者施設処遇改善手当支給要綱」を制定し、若手職員採用に 重点を置く措置を講じたので、今後は若手介護職員採用に努める。

なお、高齢者施設では、外国人採用や未経験の就労希望者に対しても積極的に 検討を行う。

3. 全施設の収支健全化

これまで、高齢者施設での介護報酬改定等により、特養やデイサービスで厳しい収支状況となっていたが、最近では、保育所・母子生活支援施設においても従来と異なる注視すべき収支状況が具現化している。

保育所においては、待機児童の解消に伴う受け入れ園児数の変化に注視しつ つ中長期的視野のもと収支両面での分析を行い収支健全化を目指す。

母子生活支援施設については、入所の適正な確保を念頭に関係機関との調整 を図る。

高齢者施設の長寿園及び赤羽北さくら荘特養については、新規利用者の円滑な受入れを確保する一方で、利用者の快適な生活の維持に努め、収支状況改善の一つである稼働率の向上に努める。

赤羽北さくら荘・東日暮里サービスセンター・サービスセンター長沼の各デイサービスについては、全職員による利用者増に向けたプログラムの充実及び営業活動(ケアマネ事業所へのアプローチ、施設通信・チラシの配布、ホームページの充実)を実施する。

4. 職場環境等の向上と見直し

これまで、「働き方改革」の一環として、年次有給休暇の計画的取得、年次有給休暇の時季指定等に取り組んできた。

本年4月からは「パワーハラスメント防止規程」を制定し、「ハラスメント対応マニュアル」により適正な運用に取り組むとともに、風通しの良い職場環境づくりについて検討し離職防止に努める。

また、国レベルおいて、働く意欲がある高年齢者に 70 歳までの就業機会の確保を事業主に求めることを検討されている。弾力的な就業や定年についての見直しを検討する。

5. 新保育指針への取り組み

保育所における保育内容については、新保育所保育指針(平成 29 年厚生労働 省告示第 117 号)が適用された。

この指針を踏まえた保育所の機能及び質の向上を図るため、より具体的な実施方法について、先駆的施設の情報収集や研修等を行う。

(改定内容)

- ①乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実
- ②保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ
- ③子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の記載の見直し

- ④保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性
- ⑤職員の資質・専門性の向上

6. 職員研修の充実

これまで、新規採用職員研修、中堅職員研修、管理職研修を実施しているがこれを踏まえつつ、本年度は、①各事業の専門的援助技術、②職員の定着、③防災・防犯、④リスクマネジメント、⑤調理に係る衛生管理、⑥労働安全衛生等について研修内容の一層の充実を図ることとする。

保育所及び母子生活支援施設においては処遇改善加算に係るキャリアパス研修について積極的に受講することとする。

また、協会職員の日常業務活動における課題等の改善・解決への取組みについて「実践研修報告会」、「ケース検討研修会」を開催することを目指す。

7. 業務の効率的かつ効果的な改善(介護ロボット等導入への検討)等

情報通信、介護ロボット等の技術革新により、福祉分野においても処遇面の充実、労働環境の改善、さらには人材不足への対応、といったことから、その導入が期待されている。

前年度はこれらの最先端技術の情報収集を行ったが、本年度は、どの分野にどのような機器の導入を図ることがより安全で効率的・効果的かといった福祉機器の活用のあり方について検討する。

また、併せて給与事務・勤務時間管理等に係るより効率的な事務処理体制についても引き続き検討する。

8. 老朽改築整備の検討

特養長寿園(定員80名)については、利用者の安全性、快適性を確保するため、昨年度に引き続き、緊急度の高い順に改修工事等を行う。

王子隣保館保育園(定員 110 名)については、全面改築整備に向けて、財源、 立地場所、保育需要動向等諸課題の検討を行う。

9. 協会機関誌「ひだまり」の発行

協会職員間の一層の情報共有等を図るため、各施設の行事や日々の活動、地域 貢献等の報告、協会のトピックス等を掲載する協会機関誌「ひだまり」を9月と

- 3月に発行することとする。
- 10. 理事会の開催

2年 6月 元年度事業報告・収支決算

2年10月頃 2年度事業中間報告、補正予算

3年3月3年度事業計画・収支予算、2年度補正予算

随時開催 運営上の必要に応じて随時開催

11. 評議員会の開催

2年 6月 元年度事業報告・収支決算

2年10月頃 2年度事業中間報告、補正予算

3年3月3年度事業計画・収支予算、2年度補正予算

随時開催 運営上の必要に応じて随時開催

12. 定例法人本部幹部会議

理事長、常務理事、法人本部幹部職員により毎週1回開催する。

13. 定例施設長会議

理事長、常務理事、各施設長、法人本部幹部職員が出席して毎月1回(原則として第1月曜日) 開催する。

14. 施設・事業の運営

令和 2 年度当法人の運営する施設・事業は次のとおりであり、その各施設毎の個別具体的な利用者サービスへの取り組みについては、後述する各施設毎の事業計画のとおりである。

【保育所】

		直営施設				指定管理		
	王子	方南	尾久	八王子	赤羽北	汐入と	上十条	計
	隣保館	隣保館	隣保館	隣保館	のぞみ	ちのき	南	āl
	保育園	保育園	保育園	保育園	保育園	保育園	保育園	
定員	122 (110)	132 (130)	194 (190)	84 (80)	100 (100)	134 (110)	112 (110)	878 (830)
現員	122	131	190	83	97	124	112	867
職員数	47	40	55	30	33	42	44	291
明貝奴	(40.8)	(37.1)	(51.0)	(25.6)	(24.7)	(35.4)	(38.7)	(253.3)

注 1: 現員及び職員数(非常勤含む)は令和 2 年 2 月 1 日現在、職員数欄の ()については常勤換算数

【母子生活支援施設】

施設	定員	現員	職員数	備考
ハイツ尾竹	20 世帯・64	16 世帯・36	16 (15.5)	直営施設
浮間ハイマート	24 世帯・72	7世帯・17	11 (9.1)	
板橋区立母子 生活支援施設	20 世帯・60	16 世帯・38	11 (10.8)	指定管理
計	64 世帯・196	39 世帯・91	38 (35.4)	_

注1:現員及び職員数(非常勤含む)は令和2年2月1日現在、()については常勤換算数

注2:ハイツ尾竹は定員の他にショートステイ3名(受託事業)

注3: 浮間ハイマートは定員の他に緊急一時保護2世帯

注 4: 板橋立母子生活支援施設は定員の他に緊急一時保護 2 世帯

【高齢者福祉施設等】

(1) 特別養護老人ホーム

施設	定員	現員	職員数	備考	
長寿園(特養)	80	79	62		
ショートステイ	2	0	(49.8)	· 直営施設	
赤羽北さくら荘(特養)	148	140	107		
ショートステイ	12	12	(96.8)		
計	242	231	169 (146.6)	_	

注:現員及び職員数(非常勤含む)は令和2年2月1日現在、()については常勤換算数

(2) デイサービス

施設	定員	現員	職員数	備考	
赤羽北さくら荘デイサービス		赤羽北さく			
通所介護(一般型)	35	24.5	22 (20.6)	ら荘に併設、直営施設	
通所介護(認知症型)	12	4.5			
東日暮里在宅高齢者通所サー	-ビスセ	ンター	32 (22.7)		
通所介護(一般型)	40	23		指定管理、	
通所介護(認知症型)	12	7			
高齢者在宅サービスセンター		単独施設			
通所介護(一般型)	35	23	40 (26.7)		
通所介護(認知症型)	12	6			

注1:現員は令和2年2月1日を含む週の利用平均、職員数(非常勤含む) は令和2年2月1日現在、()については常勤換算数

注 2: 赤羽北さくら荘のセンター長は特養施設長が兼務(職員数に含まず)

(3) 地域包括支援センター (受託事業)

施設	職員数	備考	
地域包括支援センター長沼	10	高齢者在宅サービスセンター	
地域包括文族セクター技治	(9.6)	長沼に併設	
浮間地域包括支援センター	8		
子同地域已括文族とグラー	(7.5)	 赤羽北さくら荘に所属	
 赤羽北地域包括支援センター	8		
かかれば以己行文技ピンター	(7.5)		

注1: 職員数(非常勤含む)は令和2年2月1日現在、()については 常勤換算数

注 2: 当事業のセンター長は各施設の施設長・センター長が兼務(職員数に 含まず)

(4) 居宅介護支援 (直営事業)

施設	定員	職員数	備考
赤羽北さくら荘 ケアプランセンター	117	3 (3.0)	赤羽北さくら荘に併設
居宅介護支援事業所長沼	105	3 (3.0)	高齢者在宅サービス センター長沼に併設

注:職員数(非常勤含む)は令和2年2月1日現在、()については常勤 換算数

(5) 訪問介護 (直営事業)

施設	利用対象者	職員数	備考
赤羽北さくら荘	担当地域内	20 以内	赤羽北さくら荘に
ホームヘルパーステーション	居住者		併設

【放課後児童健全育成事業】 (受託事業)

施設	定員	現員	職員数	備考
三日小学童クラブ	70	71	4- (- 4)	第三日暮里
放課後子ども教室 (にこにこすくーる)	登録者数 161	8.5	15 (7.4)	小学校内

注1:現員及び職員数(非常勤含む)は令和2年2月1日現在、()については常勤換算数

注2: 放課後子ども教室の現員については令和2年2月1日を含む週の 利用平均